

第 131 回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

令和 6 年 2 月 27 日（火）16:00～18:00

2 場所

オンライン・対面による開催（厚生労働省 専用 14 会議室）

3 議題

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）
- （2）その他

4 資料

資料 1－1 障害者能力開発助成金の移管に伴う省令・告示案要綱について

資料 1－2 障害者能力開発助成金の移管について

参考資料 1 労働政策審議会障害者雇用分科会委員名簿

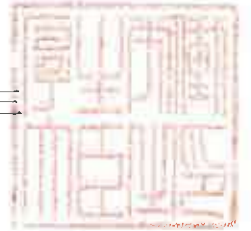
厚生労働省発職0227第1号

令和6年2月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」及び「厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告
示案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

一 雇用保険法施行規則第二百二十五条第五項の人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）について、令和六年度より障害者能力開発助成金として支給するものとする。

二 一の障害者能力開発助成金は、次のいずれにも該当するものに対して支給するものとする。

1 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。2において「事業主等」という。）であつて、障害者（障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者である者に限る。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（2において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力

開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。2において同じ。）に関する計画を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、認定を受けたもの

2 次のいずれかに該当する事業主等

- (一) 障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等
- (二) 障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等
- (三) 障害者能力開発訓練の事業を行う事業主等
- 三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、第一の三の一部又は二については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は令和七年四月一日から施行すること。

- 二 関係法令について所要の改正を行うこと。

厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示案要綱

第一 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うこと。

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十三条の二第二項に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等の一部改正

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項に規定する障害者能力開発助成金の額は、次の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該1から3までに定める額とすること。

1 施行規則第二十三条の二第一項第二号イに該当する事業主等に対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した同項第一号に規定する障害者能力開発訓練（以下単に「障害者能力開発訓練」という。）の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円

を超えるときは、五千万円)

2 施行規則第二十三条の二第一項第二号ロに該当する事業主等に対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が一千万円を超えるときは、一千万円)

3 施行規則第二十三条の二第一項第二号ハに該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額

(一) 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講した障害者(施行規則第二十三条の二第一項第一号に規定する障害者をいう。以下この(一)において同じ。)の総数で除して得た額(二)において「一人当たり運営費用額」という。)に四分の三を乗じて得た額(その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円)に当該障害者能力開発訓練を受講した障害者(重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者(二)及び(三)において「重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

(二) 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

(三) 次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額

イ 重度障害者等であつて、障害者能力開発訓練の受講を修了したもの又は障害者能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として障害者能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

ロ 障害者能力開発訓練を修了した日又は障害者能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下このロにおいて同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 適用期日等

一 この告示は、令和六年四月一日から適用すること。

二 関係法令について所要の改正を行うこと。

これまでの経緯

- 障害者の職業能力の開発に係る助成については、平成26年度以前においては、障害者雇用納付金助成金（納付金助成金）により障害者能力開発助成金の支給が行われていたところであるが、納付金助成金の財政状況を踏まえ、平成27年度より、障害者能力開発助成金を含めた一部の納付金助成金が雇用保険二事業に移管された。
- その後、それぞれの財政状況を踏まえ、令和3年度に「障害者介助等助成金」及び「職場適応援助者助成金」を納付金助成金に移管したところであり、今般、令和6年度における納付金助成金の見直しとあわせて、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）についても、本来実施していた納付金助成金に移管する。



令和6年度における対応（案）

- 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）を廃止した上で、同一の助成内容で、納付金助成金における障害者能力開発助成金として再び支給することとする。
- 上記に伴い、必要な省令、告示の改正を行う。

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

令和5年度予算額 4.2億円

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- 障害者雇用に取り組む中小企業等の人材ニーズに対応して、一定水準以上の長期間の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主、社会福祉法人等に対して、その経費を助成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

対象事業主

事業主又はその団体、社会福祉法人等

訓練対象者

- ①～⑥に該当する求職者で、ハローワーク所長が必要と認める者。
①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、
⑤高次脳機能障害者、⑥その他難病患者など

教育訓練等の内容

- ① 6月以上2年以内の教育訓練
- ② 訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ③ 障害者5人に1人の専任の訓練担当者の配置
(訓練職種に関する専門知識・技術・技能、障害者支援の経験を有する者)
- ④ 生活面・健康面のサポートと就職支援までの一貫した支援
- ⑤ 障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

① 施設・設備の設置等に要する経費に対する助成

設置等に要する経費の3/4（上限額：5,000万円、更新の場合は1,000万円）

② 運営費に対する助成

運営費（人件費、教材費等）の4/5（上限額：1人当たり月17万円）

※重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4（上限額16万円）

※就職率が2年連続で一定割合に満たない訓練科目は以後支給対象としない

※重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給

- 知的障害者、精神障害者等の希望に応じた就職・職場定着の実現

- 重度視覚障害者等の職域の拡大

- 実績（令和4年度）

訓練受講者数：306人

訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80.7%

令和6年度改正内容（案）

廃止の上、障害者雇用納付金を財源とした納付金助成金（障害者能力開発助成金）として措置することとする。

労働政策審議会障害者雇用分科会 委員名簿

令和6年2月27日現在

(公益代表)

- おおい まさこ
 大井 方子 高知県立大学文化学部教授
- かげやま まこや
 影山 摩子弥 横浜市立大学都市社会文化研究科教授
- くらち のぶあき
 倉知 延章 九州産業大学人間科学部教授
- たなか かつとし
 田中 克俊 北里大学大学院医療系研究科教授
- ◎ やまかわ りゅういち
 山川 隆一 明治大学法学部教授
- わたなべ きぬこ
 渡邊 絹子 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(労働者代表)

- うちだ ふみこ
 内田 文子 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
- かめだ たかひと
 亀田 隆仁 サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
- ふじかわ だいすけ
 藤川 大輔 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
- とみたか ゆうこ
 富高 裕子 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
- もんざき まさき
 門崎 正樹 全日本自治団体労働組合社会福祉局長

(使用者代表)

- きよた もとひろ
 清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部課長
- すずき よしこ
 鈴木 淑子 富士通株式会社グローバルコーポレート人事部マネージャー
- にった ひでし
 新田 秀司 (一社) 日本経済団体連合会労働政策本部長
- まつなが やすおき
 松永 恭興 (株) 日立製作所人財統括本部人財業務本部長兼人事勤労本部エンプロイヤーリレーション部長
- やまぐち たかひろ
 山口 高広 愛知県中小企業団体中央会会長、株式会社アトラスジャパン代表取締役社長

(障害者代表)

- おおたに よしひろ
 大谷 喜博 全国手をつなぐ育成会連合会副会長
- おかもと としみ
 岡本 敏美 (社福) 日本身体障害者団体連合会副会長
- しんぎん てるこ
 新銀 輝子 (公社) 全国精神保健福祉会連合会理事
- たなか のぶあき
 田中 伸明 (社福) 日本視覚障害者団体連合 評議員